

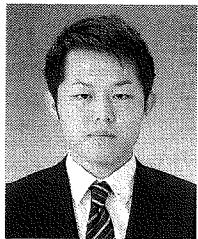
# 不動産の不思議 不動産のふしぎ 不動産の不思議

明海大学 不動産学部

## 不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第33回



高橋 哲也

不動産学部4年

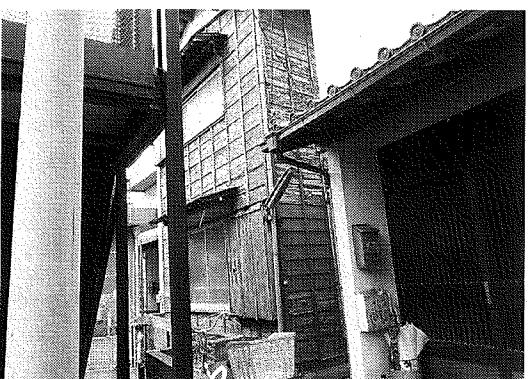
この敷地は間口が狭く、道幅員も狭い。セットバックもなく、接道規定を満たしているとは思えない。

接道規定は都市計画区域では、「建築物の敷地は、幅員4m以上のある。セットバックは道路の中心線から2mまで後退させ、将来的に4mの道路に間口2m以上接しなければならない」とする建築基準法の規定である。建物や敷地の利用の便宜、避難・消防活動の確保等を図る規定だが、現実は緊急車両が入れず、日照や通風に難があり、居住の安心や快適が十分でない。住みにくそうだ。

なぜ改善されいか不思議に思う。43条但し書きといわれる例外規定がある。道路に該当しない道や遊歩道、駅前広場や公園などに接する場合に適用されるが、周りに広場はない。前面道路が42条2項道路であり、東京都では接道条件が附加される（建築基準法43条2項）。

## 密集市街地のアパート

地域が指定され（都市計画法13条）、用途制限や形態制限を受ける。しかし、いずれも民間の随時建築行為に対する規制で、市街化区域の目的である「計画的かつ優先的に市街化を促進する」ものではない。現実はとても無計画な状態だ。建築時は建築基準法の中で前記のやりくりをするが、都市計画の支援はない。健全なまちづくりのために、都市計画の支援を拡大することが考えられる。



接道規定を満たしていない住宅があるのも現実だ

# 都市計画の支援が必要

みがない、取り組みの進展が遅い。都市計画を民間に任せることにより、安心で快適なまちづくりを早めることを提案したい。

【教員のコメント】

3月末に開通した新虎通り（東京環状二号線）は1946年に都市計画決定されて68年後に部分開通した。進行の遅さも都市計画の問題だ。海外では増築し過重積載した客船が転覆して多くの人命が奪われた。都市と建築は近くて遠い。利害の一致も背反もある。特定街区と総合設計制度、特例容積率適用地区と連携建築物設計制度など制度面の重複も隙間もある。中間的な地区計画と建築協定もつまらない。都市計画を民間開放して両者を連続させる提案は魅力的だ。

【学生の回】

戸建て住宅が並ぶ住宅街を歩いて、アパートと思える建物を見つけた。アパートは特殊建築物に該当し、東京都では接道条件が附加される（建築基準法43条2項）。

【学生の回】

接道規定は都市計画区域で適用さ